

「信託業のあり方に関する中間報告書」(概要)

一 信託業のあり方の見直しの背景

(1) 現行制度

- ・ 信託に関する法制度：信託法、信託業法、兼営法、その他個別法
- ・ 信託業法（大正 11 年制定）：信託業の健全な発展を図ることが狙い
- ・ 現在、信託業法に基づく信託会社は存在せず、信託業の担い手は兼営法の認可を受けた金融機関のみ

(2) 信託の機能

- ・ 信託：委託者が信頼できる第三者（受託者）に財産権を移転し、目的に従い、受託者が受益者のために当該財産を管理・処分
- ・ 信託の機能：財産管理機能、転換機能、倒産隔離機能

(3) 信託の今日的意義

- ・ 高齢化社会、ストック経済化、経済の高付加価値化が進展する中での金融システムの基本的インフラ
- ・ 金融技術の革新や新たな金融サービスの提供等を促進 等

(4) 早急な見直しの必要性

信託業のあり方の見直しには、信託法をはじめ多数の法令が関係し、中長期的な観点から検討が必要。

ただし、信託活用の新たなニーズを踏まえ、以下の方向で現行信託業法等を早急に見直す必要

- ・ 現行信託業法で限定列挙されている受託可能財産の拡大（例えば知的財産権等が受託可能となる）
- ・ 現在、信託兼営金融機関のみが行っている信託業を、金融機関以外の者が行い得るようになるための信託業の担い手の拡大

二 信託業法等の見直しの基本的視点

- (1) 信託の活用に対するニーズ等への柔軟な対応
- (2) 信託会社の健全かつ適切な業務運営等と受益者保護
- (3) 信託業務の効率的な運営及び市場規律によるガバナンス
- (4) 統一的・横断的ルール of 構築
- (5) 信託法との整合性

三 信託業法等の見直しに係る具体的論点

1 受託可能財産の拡大

受託可能財産の限定列挙方式を撤廃し、信託法 1 条に規定する財産権を受託可能に

2 信託業の担い手のあり方

(1) 基本的考え方

- ・ 信託業務を健全かつ適切に遂行し得るための参入基準及び行為規制・監督規制等のルール整備が必要

(2) 参入基準等

- ・ 信託会社の参入基準は、信託会社の業務内容に応じて区分
- ・ 受託者の裁量性が高い業務ほど、高度な資質や能力が必要

(参考) 考えられる区分

) 受託者が自らの裁量で信託財産の形を変えたり処分したりせず、単に保存・維持・利用を行ったり、又は委託者等の指図に従ってのみ処分を行う「維持管理型」

) 資産の流動化を行うために受託する「流動化型」

) 信託財産を運用、処分するなど受託者の裁量性が高い「運用管理型」

(注) 信託の当事者間に密接な関係がある場合(グループ内企業)や TL0(技術移転機関)には最小限の規制で十分との意見あり。また、元本補填契約付信託等を提供する信託会社には預金取扱金融機関並の規制が必要であり、当面、同商品の取扱いは、信託兼営金融機関に限定

- ・ 財産的基礎：最低資本金（信託会社の類型により差異。基本的には証券会社等の金融業態と同等程度の水準）
- ・ 収支見込（業務内容に応じた弾力的な基準）
- ・ 人的構成要件：信託業務を適切に行い得る知識・経験等が必要
- ・ 参入資格：適切な審査を確保できる免許制。ただし、特定の信託業務を行う場合（維持管理型・流動化型）についてはより緩やかな参入資格も検討

(3) 組織形態

業務の安定性・継続性、ガバナンス機能に優れた組織形態である株式会社を基本とし、その他の形態についてはさらに検討。TL0（技術移転機関）については株式会社形態以外での参入を積極的に検討

(4) 業務範囲

- ・ 信託業以外の他業を受託者としての義務遂行に影響を及ぼさない範囲に制限
- ・ 他業制限の内容については、信託業務と他業との関連性、親近性に照らし個別に判断

(5) 行為規制・監督規制

- ・ 財産的規制：信託会社の固有財産の健全性を継続的に確保するために、一定の財産的規制は必要
- ・ 説明義務及び不当勧誘の禁止等：信託商品の販売・勧誘の際のルールが必要
- ・ 監督規制：報告徴求権、検査権、行政命令権を規定
- ・ その他：適切な主要株主ルールを規定

取締役の兼職制限・アームズレングスルール等の意義、効果については個別に検討

外部監査の導入、信託受益権の流通性、有価証券化について検討 等

(6) ディスクロージャー（情報開示）

- ・ 市場への情報開示：信託会社の固有財産・信託財産に関する開示、信託業務等に関する説明書類の作成・公衆縦覧
- ・ 取引の相手方への情報開示：継続的に信託財産の状況等を開示

(7) 受託者責任

信託業への信頼性確保等の観点から、善管注意義務、忠実義務、分別管理義務等につき一般的な義務規定等を信託業法にも規定

(8) セーフティネット

信託会社の適切な情報開示と利用者の自己責任を原則として、信託会社による財務の健全性の確保及び分別管理義務の履行のための取組み等が適切になされることが肝要。これらの状況を踏まえながら、必要に応じ、今後検討

3 その他

(1) 信託契約の取次ぎ

契約の取次ぎのみを行う者について、信託サービスの提供チャネル拡大の観点から幅広く認める方向で検討

(2) 信託業務の委託

信託会社が信託業務を第三者に行わせることについては、その適格性を監督当局が判断

(3) 兼営法関係等

遺言関連業務の担い手等の拡大、信託兼営金融機関の範囲、及び銀行等の子会社の対象に信託会社を加えることについて検討

(4) 自主規制

自主規制についても今後検討が深められることを期待

(5) 信託法の改正や信託業に関する個別法との関係

信託法の改正内容を踏まえ、今後の見直しを検討。信託業に関する個別法との関係にも留意して検討が行われる必要

以上